

第53回横浜市都市美対策審議会景観審査部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議） 議事2 横浜マリニタワー工事期間中の空間演出について（報告） 議事3 その他
日 時	令和元年8月26日（月）午前10時30分から午前11時56分まで
開催場所	マツ・ムラホール
出席委員	国吉直行、小林 徹、野原 卓、矢澤夏子、山家京子
欠席委員	加茂紀和子、福岡孝則
出席した書記	嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 鴫田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関係者	【議事1】 関係局：光田麻乃（都市整備局企画部企画課担当課長） 松中 渉（都市整備局企画部企画課担当係長） 事業者：エムシードゥコー株式会社 【議事2】 関係局：永井由香（文化観光局観光MICE振興部観光振興課長） 關 佑也（文化観光局観光MICE振興部観光振興課担当係長）
開催形態	公開（傍聴者：なし）
決定事項	【議事1】 特例許可を行うにあたっては、その根拠を明確に説明する必要があり、なおかつ景観面に関しては、筐体の大きさも含めて、配置計画の更なる検討が必要である。なお、国吉委員を都市景観アドバイザーとして選任し、助言をもとに設置箇所について検討を進め、結果については景観審査部会にて改めて報告すること。 【議事2】 報告内容について了承した。受託候補者が決定し次第、景観審査部会に付議すること。
議 事	議事1 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議） 資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。 （国吉部会長） 今回の審議内容につきましては、過去2回ほど景観審査部会で検討しましたが、現場も含めて2回の審議会を行った内容の最終段階に来ているわけですが、一つは、思ったほど影響は少ないといえますか、工夫によっては大丈夫だろうという評価は得たということになっております。それについて、今後、他の地区、前回のみなとみらい地区以外の関内地区などでも何か所か候補を挙げて展開していきたいという提案内容で、それについての工夫はどうしていくべきかということです。それとも一つは、その一方景観計画ではこういった映像装置を使用することが禁じられているという状況の中で、静止画に近い映像装置だったらいいとか、そういうことは書いていないわけで、その点については景観計画そのものを本来少し工夫するべきなのですが、そのような記述がない中で、屋外広告物条例に基づいて特例許可ができるので、そちらで運営していきたいということです。ただ、それについてもこの景観審査部会において内容を吟味した上で、屋外広告物条例の特例許可を受けることについて諮りたいということだと思います。この2点について事務局より説明があったわけですが、委員の皆様からご意見をいただければと思います。野原委員、矢澤委員はこれまで加わってこられたわけですが、山家委員、小林委員は初めてです。いきなり詰まった内容で申しわけないのですが、感想等も含めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。 （山家委員） 今回の審議の内容としては、静止画デジタル広告の拡大についてということなのですが、そもそも見せていただいたときに、サイズがかなり大きいことが気になりまして、ここに見通し景観への配慮、ビスタへの配慮とありますが、港への見通しだけではなくて、例えば資料1のページ3のポスタータイプは道路に対して直行に置いているのですけれども、そうするとやはり視界は切れてしまうと

思うところがあります。港への見通し景観に対して視界が切れているというわけではないと思うのですが、本当にこのタイプでいいのかと思います。それで、道路に対して垂直ではなく平行だと、そういった見通し景観へのカットというのはなかなかないのかなと思いつつも、海洋会館の前にあるのを見ますと、私などは横浜の近代建築が好きで写真を撮って歩いたりするわけですが、この海洋会館を真正面から撮ると、この筐体も一緒に入ってきて、かなり大きなボリュームで切られるということをし少し残念に思ったりするところもあります。そもそもこのサイズがどのように決まってくるのか、本当に視認性を確保するために、あるいは何かハード的な意味でこのサイズが必要だったのかなというのは、議論に途中から加わって恐縮ですが、疑問に思ったところです。

(国吉部会長)

ありがとうございます。小林委員、いかがでしょうか。

(小林委員)

私も現物を拝見していないので、なかなか意見として言いづらいところではありますが、まず確認させていただきたいのは、今、横浜市営バスのバス停の中でいくつか静止画像を用いた広告をつけたものがありますが、3メートルというのはそれと比べてどれくらい大きいのか小さいのかということが1点あります。市営バスのバス停は私も拝見しているのですが、景観の面と同時に歩行者が交通の安全面で十分に見えているのか気になっています。だから、本件についてもその面が大丈夫かどうかというところがよく見えないところであります。そのあたりを聞かせていただければと思います。

(国吉部会長)

初めてでございますので、いろいろなご意見が出たと思いますが、大きさについて、従来のバス停広告との差について、事務局からご説明ください。

(企画課)

はじめに山家委員からいただいた、大きさはこの大きさが本当に必要かというところでございますが、過去の6月25日(第51回景観審査部会)の会議資料で、ポスタータイプとデジタルタイプの寸法を掲載しております。横がおおよそ1300mm、縦が2600mmから2900mmというものでございます。大きさまたはデザインにつきましては、もともとバス停上屋が垂直水平のデザインということで、それをデザインとしては踏襲しましたのと、やはり案内サインということで、初めて横浜の地に来られたかたにとって案内サインは見つけやすい目印であるということもありまして、この大きさにしたいということで事業者からご提案をいただき、委員のかたからご意見をいただきながらここまで参りました。

周辺の景観と調和するように、ダークグレー色の筐体を用いまして、大きさはあるのですが、景観に配慮した色合い、色味等で進めさせていただいているということと、昨年、平成30年12月(第47回景観審査部会)と平成31年1月(第48回同部会)にわたりまして、配置の考え方についてもかなりご議論いただきました。やはり大きい筐体ですので、特に馬車道や日本大通りなどについては配置のしかたに気をつけて1か所ずつ進めていってほしいということで、大きさによる影響については配置のしかたで配慮してもらいたいということでご意見をいただいております。今回の提案でもモックアップの写真を用意しておりますが、そういったことで大きさは目印として必要な大きさなのですけれども、配置で工夫していきたいというところが事業課の意見でございます。

小林委員からございました、バス停の上屋と比べて大きさがどうかといった点でございますが、バス停上屋の広告の大きさは、広告付案内サインの上端部が大体3メートル以下ということで、ほぼ同様でございます。安全性に関しましては、バス停上屋の広告の下側も、クリアランスとして窓が空いているような状況になっています。今回の案内サインにつきましても下側の、ストライプがついている部分でございますが、ガラスを採用して、案内サインを見ている人がいるということが他の箇所からも見えるようにということで、安全性に配慮した形ということで事業者さんとも検討して進めていたところでございます。

(国吉部会長)

私からも補足しますが、そもそも広告付バス停上屋を積極的に導入した経緯がありまして、それは横浜市の交通事業者で整備したものがメンテナンスが悪くて非常に汚いということがずっとありまして、それをやはりフランス等でやっているような広告付のシステムを用いることによって、ある一定の広告物は景観の中に入ってくるのですが、その広告費によってきちんとしたものをメンテナンスしていく。しかも、形態については横浜市の審議会でも議論したのにして、全体的に落ちつきのあるものにしていこうということで、行政あるいは事業者が通常置いていくものに比べると格段に質の高いものをずっと維持できるということで、これを積極的に採用していったという経緯があります。そういう中でも、景観上重要なところはしばらくセーブしていこうということで、日本大通りと

かいくつかの場所についてはこれまでのまちづくりの経緯もあるので、少しそういうものも抑えていました。そういった経緯はあったのですが、今回Wi-Fi機能を街の中に強化していくことを考えたときに、それを整備するに際して広告付バス停上屋と同じようなシステムで設置していくことを市が決定したわけです。そのために、どうやってこれまでの景観上の工夫と整合性をとるかということで議論を進めてきたという状況です。

先ほど山家委員がおっしゃった意見については、私も全く同感でありまして、事前に本件の説明を受けたときに、横浜公園側については致し方ないと思いました。ところが、海洋会館前の方については、軸に沿って面がどんと出てくる上に、歴史的建造物の前面に立つのは課題かなと思いました。それについては、やはりもう少し現場で調整して、重要な景観軸については、見せるにしても側面の方がいいのではないかと、そういう配慮をすべきだということで、そのあたりはどうするのですかということで、慎重に進めてくださいということをおもこの場でお願いしようと思っていたところです。

(山家委員)

途中からで本当に恐縮なのですが、つい先週後半にソウルに行っていて、ソウルは何度も行っているのですが、やはり初めての場所に行くときに、例えば地下鉄を降りて、こうした案内板を確認をして、それから自分のスマホのグーグルマップなどと対応させながら歩くなど、私自身の経験上もこうした案内板を頼りにしているところはあります。なので、地下鉄とか、バス停も含めた公共交通機関にこうしたものがあるのは非常によくわかります。今回Wi-Fiがついているということなのでそれもいいと思います。ですが、やはり私は本当にこのサイズが必要なのかなというのは、私も現場を見せていただけていないので、モックアップを見ていないので余りうかつなことも申し上げられませんが、ちょっと気になっているのは確かです。なので、やはり一つ一つ、特にみなとみらいのような、大きなものがどんとあって、多少公開空気を控えているようなスケール感の場所にはいいのではないかと思うのですが、日本は歩道も決して広くないので、スケール感の異なる場所については慎重に配置すべきだろうと思います。

(国吉部会長)

ありがとうございました。他の委員から何かありますか。

(野原委員)

3点あります。1点目は今の話の続きで、前回現場で見たときにも大きいというご指摘が真田委員からあったと思いますので、何度か大きいのではないかという議論があったはずでして、しかも案内サインを見る距離感と広告を見る距離感というのは全然違うので、そういう意味では少なくとも案内サインを見るとときには近づくはずでして、近づいたときのサイズというのがどういうものなのか。実際に見に行くと、上の方は結構見上げることとなるため見にくいということもありますので、そういうスケール感を考える必要があるのですが、そもそも今回仕組み上サイズが変えられないということになると議論のしようがないので、そこがどうなのかという確認です。先ほどのご説明ですと、案内サインに必要な大きさなのでということだったと思うのですが、実際に見て、やはり大きいかなという感想を抱きましたので、調整がそもそもできるのかということを知りたいというのがまず1点目です。

2点目は、私はずっと前からお話を伺っていて、今回の話は、「1 経緯」というところに書いてあるとおり、第三者広告制限もしくは内照式照明に関する制限のただし書きを適用するかどうかというのが大きな議論としてあって、それは第47回景観審査部会の資料の一番後ろにご提案の配置図がありまして、ここに青い内照式制限ラインと第三者広告制限ラインが入っているのですが、そこに設置すべきかどうかという議論が一番スタートの議論だったと思うのです。その中で今、考えなければいけないことは2つあって、光害のような、歩行者などの方々に悪影響を及ぼすような光になっていないかどうかをしっかりと確認しなければいけないというのが一つ。もう一つは、地域の風景として損なうものにならないようにしなければいけないのではないかと、論点で言うと大きく2つあるのではないかと、思うのです。1つ目の光害については、最低限そういう害が起こらないようにしなければいけないということで、そこは改善していかなければいけないと思います。例えば、「3 関内地区・みなとみらい21新港地区の整備に対する本市の考え方について」のご提案で、今回は10秒ごとに入れ替えていますとか、明るさを調整していますというのは、多分影響を及ぼす部分が大丈夫かチェックしているということだと思のですが、それは当然というか、やらなければいけないことであって、もしそれでオーケーなだったら、ただし書きを適用するのではなくて青のライン（内照式照明の制限）をやめるかどうかという議論を本当はすべきなのではないかと思ひます。とはい

え、今回は特例許可ということなので、では何が特例なのかというのを、まずきっちり定めなければいけないのではないかと思います。今までの経緯の中で広告付バス停上屋を設置してきて問題なかったから、バス停上屋に合わせればオーケーですねという理屈は何とも言えないなと思っています。やはり必要があり、かつ公共性があり、そういうものをしっかり事業として進めていくということがある種の特例であるという、きっちりした説明をしていただく必要があると思います。その意味では、3番目の審査体制の部分とか、要はしっかりチェックして、これであればこの広告付案内サインは公共的な役割を果たすことができ、そこに先ほどの動画ではなく静止画で、10秒で切り替えて、という説明をきっちり加えられるという意味で、誰でも彼でもバンバンつけられるものではなくて、このような意味のあることだということをお互いにしっかり認めたので、特例として認めますという理屈がないと、「問題ないので大丈夫です」だったらそのルールを改正してしまった方が早いのではないかという気がしてしまいます。どこが今回ただし書きを適用する特例なのかというのをきっちり説明していただきたい。

3点目に、これは現場で思ったことですが、今回の「5 前回いただいた御意見に関する対応方針」の中の意見には入れていただけていないのですけれども、実際に拝見しましたら、やはり周辺の色温度との関係みたいなものがすごく大きくて、つまり、周りが色温度を下げたオレンジ系とかの照明を用いている中で色温度の高いものがバンと出てきてしまうとすごく目立つというのが、何となく感覚として思ったことです。それは広く言えば風景との関係みたいなことになると思うのですが、例えば日本大通りなどが、なぜここで第三者広告制限がかかっているかというのは、日本大通りなどの風景の中にそういった広告が入ることに対して、他の場所に比べても特化して大事にしていかなければいけない場所であるということによってこのような制限になっていると考えると、やはり周りの環境と置かれるものの関係が非常に大きな影響を及ぼすのではないかと思います。そういう意味では、例えば日本大通りに関しては配慮して避けるとか、せつかく今回一括で行う事業なので、以前にも提案しているのですが、でっ込み引っ込みといいますか、ここの部分は第三者広告が出ないタイプでやるけれども、逆に他の場所で頑張りますというような、そういうことも考えようによってはできるのではないかと思います。そういう意味で、結果的には周辺というか場所との関係みたいなものが非常に大きく影響というか寄与するような気がしますし、それを考えて当時こういう制限が設定されたのだとも思いますので、そのあたりをうまくやりくりできるような方法が、一つ一つ個別ではなくて一括で行う事業だからこそできるのではないかと思います。以上3点でした。

(国吉部会長)

では、事務局からお答えください。

(企画課)

ご意見ありがとうございました。まず1点目、大きさの件でございますが、一つはやはり「統一したデザイン」の中には大きさも入ってございまして、都心臨海部及び新横浜で統一したデザインで視認性を高めていきたいということがあります。また、でっ込み引っ込みというお話が最後にございましたが、やはり街のスケール感を考えるとどうしても大きすぎて圧迫感があるというご意見は、地元、地先調整ですとか商店街さんを回らせていただいて、現実にございます。今回の資料の配置計画図を見ていただくと、例えば馬車道通り商店街は歩道幅員も狭くて、筐体自体が、統一したデザインで置くといってもやはり圧迫感が出てきますので、そういったところは海側の大通りの方に位置をずらして、商店街に入り込むお客様に対する案内サインということであれば商店街の中に置く必要が本当にあるのかですとか、一つ一つそういった議論をさせていただきながら進めております。ですので、大きさを変えられるのかというご質問につきましては、統一したデザインということで大きさ自体は変えずにやっていきたいのですが、やはりそれではだめだということで設置を見送らざるを得ないところもあるというのが現状でございます。

2つ目が、今回特例許可を受けるに当たって、人にとって風景にとって必要な配慮があるということで、10秒の切り替えですとか明るさは当然だというようなご意見でした。なぜ今回特例許可まで用いて進めなければいけないのかというところでございますが、今回いわゆる一民間事業者のサインということでなくて、先ほど国吉先生からもフォローいただいたのですが、広告料収入を活用した案内サインの整備、運営、維持、管理とWi-Fiの整備、運営、維持、管理を20年間やっていこうということで、公民連携事業でございます。細やかな配慮、静止画でも10秒で回していくとか、明るさも調整するとか、あとは1件1件コンテンツについても審査させていただいております。彩度との関係とか表示率の関係、そういったことで細やかな調整をして、いわゆる動画を前提とした映像装置ということで

はなくて、静止画のデジタルパネルであれば、8月5日（第52回景観審査部会）のときにも確認させていただいたように、この程度であれば問題ないということが、横浜市も介入した中で調整ができる、審査体制がきちんとあるということが一つ。また、資料にも少し書かせていただいたのですが、今後防災情報の発信ですとか、そういった行政目的の利用も考えておきまして、そういったところでも面的に展開していきたいという横浜市の希望もございます。そういったところで、配慮もそうなのですが、そういった目的で特例許可をいただけないかということが2点目でございます。

それと、3点目でございますが、第三者広告を制限しているエリアが、特に日本大通りだとか、ところどころあるということで、でっ込み引込みを考えるとやるところとやらないところとあるのではないかというご意見です。経緯を全部資料に掲載できなかったのですが、日本大通りも中央部の交差点のところに、原案では案内サインがあったのですが、ここも地元のかたといろいろお話をする中で、これまで日本大通りが大事にしてきた景観調整を踏まえると、ここになくても周辺の案内サインでカバーできるのであれば、真ん中のところは今回見送って、起点と終点のところのミニマムだけで進めていくという結論に、どちらかという地元のかたのご意見から、そうさせていただいたりしています。なので、先ほどの馬車道もそうなのですが、1エリア1エリア、そういった議論もさせていただきながらやっているという現状です。

（国吉部会長）

ありがとうございました。

（野原委員）

今の話も、大丈夫なのだったら何で他の場所は大丈夫ではないのかとか、いろいろ言いたくなってしまうというか、要は、日本大通りでも2か所だけはどうしてもやらなければいけないという強い理由があるのかどうか。真ん中にご提案したけれども地域のことを考えたらやらなくていいのでやらないということになるのであれば、日本大通りに関しては大切な場所だから守って、事業の関係で基数を重視しているのであれば、他の場所でもうまく対応していくというやり方ができるのではないかという意味です。先ほど山家委員からもあったとおり、あの位置はちょっとどうなのだろうというご意見もあるので、そこはいろいろご検討いただいて、しっかりふさわしいものにしていただくということなのではないかと思えます。

大きさは、1タイプであれば違う場所で見ても全部統一して見えるということは必ずしもないような気がするのですが、例えば3タイプで大・中・小だとか、そういうことはできないのかどうか。それも実態として、全体の取り組みとしてできないということであれば、それはまた違う形で考えざるを得ないので、そもそもできるのかできないのかというのをはっきりしていただいた上で、必要に応じて少しサイズを変えることができるのであれば、そういう対応をうまくすることで両方の意見を両立するという可能性もあるのではないかと思います。

（国吉部会長）

私も同じような考えを持っています。3タイプと言わず2タイプでもいいのです。現在の大きさを統一して進めていくということが重要なのであれば、これまで厳しく規制してきたところではできるだけ一切目に入らないような工夫をしていくという方向で対応するか、それともスモールサイズをつかって、そういったところでも置けるような工夫をするか。幸いデジタルですから、ポスターと違って画面が小さくても画像は同じなので簡単に対応できると思うので、そういうことを思い切っただけできないか。その2つの選択肢があって、それはどこかで決断しなければだめなのでしょうけれども、課題としてあるかなと感じました。

矢澤委員、いかがでしょうか。

（矢澤委員）

特例を認めるというのは、「やむを得ない」というところにどの程度まで基準を決めるのかというのは、本当になし崩し的に「原則的に不可」という文言の意味が薄れていくのではないかということ、私としてはかなり懸念しています。こんな感じでぼやぼやとしたまま、あとはフォローできるかなという感じで、ただ必要性だけを強調して進めていくということが、法に基づく景観計画にこのような文言がある以上ここは簡単には進められないのではないかというのが、素人ながら法律家としての感想です。抽象的にしか申し上げられないのですが、やはり慎重に決めていく必要があるかと思えます。以上です。

（国吉部会長）

ありがとうございました。大体課題は出そろったと思います。

（鵜田書記）

本日欠席の加茂委員からご意見がありましたので、報告させていただきます。「8月5日に実施された現地確認における意見に同意いたします。装置の大きさ、表面のまぶしさを十分に考慮した実施計画をお願いします。設置箇所、数については、さらなる審議が必要な箇所があると考えます。例えば2ページ目の広告付案内サインの配置計画図の中で、日本大通り象の鼻パーク付近ではデジタルタイプ3基、ポスタータイプ2基が集中しています。横浜らしい限界であり、観光客や交通も集中するところでもあります。景観面、安全性からも議論が必要と考えます。また、既存の広告付バス停上屋、今後設置予定の広告付バス停上屋の設置箇所とのバランスを持った配置の審議が必要と考えます。」以上です。

(国吉部会長)

ありがとうございました。加茂委員も本日の議論と同じ意見だったと思います。現場でもまぶしさの問題などは指摘されまして、特に私も白っぽい色というのは、白い画面が多いポスタータイプは真っ白い光体がどんと出ているような感じなので、少し照度を落とすとか、あるいはベース自体に純白を使わないようにするとか、そういうところに工夫をしていただきたい。それから、みなとみらいみたいな全体が明るいところと、全体が暗いところでは、基本的に色温度を調整していくとか、そういうことがあるのですが、そのあたりについてできることはどんどん工夫した方がいいと思います。事業者のかたでもいいのですが、場所に応じた光の調整はどのように行う体制になるのでしょうか。

(企画課)

白っぽい色につきましては、もともとの筐体の方の照度を自動調整することで、8月5日(第52回景観審査部会)に現場で見ていただいたものよりも照度を落として運用することができますので、筐体の方で調整をしていきたいと考えています。

(国吉部会長)

わかりました。

特例許可を行う根拠が非常に曖昧なままで、本当に進められるのかという矢澤委員のご指摘もあり、どこまで工夫してそういう場所を許可していくかということが曖昧な状況の中で進んでいる感じがありますので、景観軸など景観的に重要なところに影響を与えない、あるいは影響を小さくするためにどこまで工夫できるかとか、ただその工夫によってカバーできるのかどうかという懸念もあり、場合によってはそういうところは避けてデジタルはやめるとかですね。ただ、ポスタータイプにしても、例えば象の鼻のところは建物の前面に表示面が出てくると、基本的に同じかなという気がするのです。そのあたりの配置については今後、ここに提案されていること以上に現場で工夫してもらえるかどうかだと思います。それによって対応を考えたい。それから、場合によってはスモールサイズを開発してもらえないかとか、その2点でちょっと検討してもらいたいと思います。

(野原委員)

繰り返しになってしまうのですが、問題ないような明るさに調整というのはぜひやっていただきたいのですが、それこそバス停上屋はメリットが明らかというか、しっかり屋根がかかってすごくきれいなバス停ができて上がるということがセットになっているので、それを実現するために必要な部分をここで調整しながら進めていきますという説明が非常に明確なのですが、今回は何がプラス、メリットで、〇〇を進めていくという街全体の方針で大事なことがあるので、第三者広告も加えながらやっていきますというところがうまく打ち出せれば、こういういいことがたくさんあるのだから、景観に配慮しながらぜひ加えて進めていこうというふうになれるのではないかと思います。その「〇〇」が何なのか。Wi-Fi環境に優れた街を目指していきますという大きな方針があって進めていく中で、このような公民連携事業の形をとると、街の中にWi-Fi環境をたくさん設置できるということで成り立っているものなのか、それとも案内サインが非常に見やすい位置で、市民にとっても来街者にとってもわかりやすく、それを伝えるようなものがあるからこそできるのかとか、そのあたりがくっきりしていないと、まさに特例として、こういうことをやっていくのだから特例だという点が見えにくくなるかと思しますので、ぜひその部分も検証していただけるといいと思います。

(山家委員)

これも重複するかもしれませんが、公衆無線LAN、Wi-Fiの整備事業、それが目的の一つなのであれば、例えばデザイン、大きさ、配置の工夫によって、地元のかたがノーと言ったところにも置けるようになるかもしれないということであれば、これしか置けないので、地元がノーと言ったから間引いていくというよりは、何かそうした方向も検討いただけないかと思います。

(国吉部会長)

ありがとうございます。そうですね。馬車道などにもあった方がいいと思います。だからもう少し

スモールサイズのもので出れば、馬車道で使っている掲示や小さな看板なども連携していけるかもしれないと思います。そのあたりは今後の検討課題かと思います。

ここで議論は全部尽きないと思いますが、今、申し上げたようなことが課題として出てきておりますので、それを踏まえて現在のサイズのもので全部いく場合と、それから、場合によっては少しサイズを変えたものを将来工夫するというようなこととか、そういうことを踏まえて配置計画等も吟味していただければと思います。

あと、矢澤委員、野原委員からご意見いただいたように、公共性の根拠については、当然考えていると思うのですが、十分説明がなかったということで、特例許可する根拠をもう少し説明できるようにしっかり論理を組み立ててほしいということだったと思います。

本日の議論はそういうことだったと思いますが、いずれにしてもやむを得ず進めながらも、特例許可を受ける場所については景観等についてもより慎重に工夫をしていくということが重要だということだと思います。以上でこの件に関する審議は終えたいと思いますが、事務局としてはいかがですか。まだ議論した方がよろしいですか。

(企画課)

大きさにつきましては、広告面を2平方メートル以下に抑えた上で枠をどれぐらいの大きさに設けるかとか、特注で、海外にあるものよりかなり調整して今の形になっております。一旦、ラグビーワールドカップまでの整備については、今お示した資料の配置で進めさせていただきつつ、今後の課題として整理をしていきたいと考えています。

公共性の根拠ということでございますが、案内サインがもともと110基ほどあったのですけれども、これを公民連携の形でやり変えていくこと、案内サインも150メートルから300メートルに1基は必要な機能ですので、それとWi-Fiを整備していくという事業の目的につきましては、平成29年度の都市美対策審議会でもご説明したとおりでございます。配置につきましては一つ一つ、平行設置、垂直設置ということで向きも調整できますので、そういったところで安全性が許す限り景観に配慮して配置をしていきたいと考えます。

(国吉部会長)

わかりました。

(鍋田書記)

さまざまなご意見をいただいておりますが、前回の宿題の中に、「今後配置を検討していく中で景観審査部会にも付議しながら進めていくこと」とございました。景観審査部会でその1件1件を審査するというのが現実的にはなかなか難しいということと、実はラグビーワールドカップが9月20日から開催ということで、そこまである程度の整備はしたいというのが事業者側の考え方でございまして、それゆえ、事務局の提案でございますけれども、国吉部会長に景観アドバイザーになっていただいて、1件1件審査していただくということで、その審査結果については近い部会でご報告申し上げるということにしたいと考えますが、いかがでございましょうか。

(国吉部会長)

まず、今の事務局からの説明は、現在の大きさを変えることは短期間には対応が非常に難しいということで、現在のもので配置することを前提に、先々は別として、当面はそれで進めさせてほしいと。それを前提にどういう配置にするかという検討を進めたいということで、その現地での検証について、この部会から代表して部会長である私に現地の調整に対して助言をもらえないかということだったと思います。そういう方向で進めていかどうか、部会の皆さん、いかがでしょうか。私も苦しいところですが、よろしいですか。

(異議なし)

特に日本大通りについては各委員から意見が出ていますので、やはり相当、そういう場所での景観に及ぼす影響が大きいということなので、その辺も現場で工夫しなければならないと思います。

(山家委員)

この配置計画にある、例えば先ほど加茂委員からご意見があった、複数基集中しているような場所は、とりあえず配置の工夫はするけれど、全て置くということをご承認するということですか。実際に見ていただいて、若干間引くようなことはあるのですか。

(鍋田書記)

今後、景観アドバイザーの件を承認していただければ、1件1件見て、それぞれを見るばかりでなく、ある地域に集中していると1か所から見ると全部見えてしまうというような話もあろうかと思っておりますので、その件も含めてアドバイスをいただこうと思います。

(国吉部会長)

わかりました。では、その職責を負って、場合によっては、ここはもうしばらくやめておいた方がいいのではないかとということも含めて意見を述べさせていただきます。

以上で広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成についての審議を終わりたいと思います。

(鵜田書記)

補足でございますが、屋外広告物審議会が9月2日に予定されています。本日いただいた意見を、簡単ではありますがまとめまして、あわせて議題の資料としてお見せしたいと考えています。

(国吉部会長)

ありがとうございます。なお、景観計画上の表現がこういうふうになっている状況の中で、やはりイレギュラーな対応かと私は思いますので、将来は何らかの工夫、どういう場合にオーケーできるのかみたいなことで方向性をしっかり書いておいた方がいいかと思います。そのあたりの、将来における屋外広告物条例の改正、一部補足を追加するといったことも検討いただければと思います。以上で議事1を終わりたいと思います。

議事2 横浜マリントワー工事期間中の空間演出について(報告)

資料を用いて、事務局及び事業局から説明を行った。

(国吉部会長)

本件は報告事項ですが、マリントワーが工事に入るということで、来年の3月から2年間の実施ということですね。仮設への表示とは言いつつ結構長い期間かと思えます。この事業費はどこが持つのですか。

(文化観光局)

事業費は文化観光局です。

(国吉部会長)

市の事業ですね。わかりました。

文字表記をしてしまうと広告物になってしまい、やはり先ほどの議事1と同じようにこの地区は映像装置を利用した広告物は禁じられておりますので、そこでバッティングしますから、景観演出といえますか、光の演出というところにしっかりとどまる内容にしていきたいと思えます。

(野原委員)

確認というか、プロポーザルは第三者を入れたりしないのかということが少し気になります。第三者も含めて、もう少し広くいろいろ意見が出るような委員会の構成があってもいいかなと思ったのですが、そういう可能性はあるのかどうかということです。

あと一つは、やはり仮囲いとマッピングが大分違う話というか、提案によっては一体化もするかもしれないけれども、仮囲いの方は昼間にメインで見えてくる部分であり、マッピングや上部を使うものというのは夜間に見えてくるもので、大分時間帯や性格が違うものになってきます。これをどういう扱いでやっていく考えというか事業なのかというのを、その辺もちょっと詳しいところがあれば教えていただきたいと思えます。

(文化観光局)

あくまでもご提案によるということになるかと思えますが、ただ、時間帯が違うということもありますので、その一体性みたいなものはきちんと評価の中には入れていきたいと思っております。

あと、審査の委員に第三者を入れるということについては、特に今のところは考えていませんでした。

(国吉部会長)

最初にお答えいただいた件については、昼間の景観はどうかということと、昼間の景観とプロジェクションマッピングなど夜の景観については、昼と夜で連動するとか無関係なのかとか、そのあたりについては今、文化観光局では関連して提案いただくようになっているのでしょうか。

(文化観光局)

あくまでも今回は仮囲いと塔体と両方のご提案をいただきますので、どこまで一体性を求めるかと

いうところはあるかと思いますが、昼間仮囲いのところだけを見てもおかしくないように、塔体のところが映ったときそこだけ見てもおかしくないようにということで、それぞれの総合性みたいなものは確認していきたいと思っております。

(野原委員)

私は横浜駅の仮囲いにもかかわっていますが、そこはやはり3か月に1回くらいチェックする体制があって、そこでチェックしながら3か月に1回更新しているので、結構インタラクティブな、来街者の方々あるいは市民の方々と呼応するような、自分でかかわっていて言うのは何ですけれども、いい形でできているかなと思っはいるのです。そういう形で、仮囲いというのはいま使えばいろいろな可能性もあるし、ぜひいろいろなことをやっていただきたいと思う一方、夜になってくるとやはり周りとの関係で、光がどういう影響を及ぼすかとか、要は気にする部分が大分違う面もあると思います。なので結論から言えば、ぜひそれぞれ魅力的になるように工夫していただきたいなということなのです。そのあたり、仮囲いの部分とマッピングする部分というのは、気にするところが違う部分もあるのかと思いますので、ぜひその辺をうまくコーディネートできるような体制をつくっていただけるといいと思いました。

(文化観光局)

ありがとうございます。仮囲いは、我々も確かに横浜駅のものとても参考にしているところがございますので、今おっしゃっていただいたように、気にする視点がそれぞれ違うかと思っておりますので、そこはきちんと確認しつつ進めたいと思っております。また、12月に予定している景観審査部会の際にも、選定された受託候補者の提案内容についてご報告させていただきますので、ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

(国吉部会長)

もう募集要項はできているのですか。これからですか。

(文化観光局)

募集要項はできております。

(国吉部会長)

そうですね。そのあたりを工夫して提案をしていただきたいと思っております。つまり、2年間ずっと同じなのか、それか、横浜駅のように進みながら少し変えていくとか、野原委員さんがおっしゃったのは、進めながら少しまた工夫をしていくというような柔軟な体制をとることができる、そういうところもご検討いただきたいということなので、今後募集の説明をするときに、そういったこともぜひ含めていただければと思います。よろしく願いいたします。

(文化観光局)

現時点の公募要項の中では、2年間全く同じ表示ですと飽きられてしまいますので、年に6回程度、単発のイベントを別途開催することという条件を設けています。例えば、そのときだけプロジェクトマッピングをあわせて行うとか、普段行っていないことを年に6回程度開催していただくというものです。また、設置してからそもそも基本的な表示自体を更新する提案もオーケーとしています。

(国吉部会長)

了解しました。では、報告を受けたということで、また次回、予定では事業者からの提案が採用された後にまた報告をいただくということで、そのときにまた説明を受けたいと思っております。どうもありがとうございました。では、報告事項はこれにて終わりたいと思っております。

議事3 その他

なし

閉会

(錫田書記)

本日の議事録については、横浜市都市美対策審議会運営要領に「審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる」とありますので、作成後部会長に確認を頂いたうえで、公開いたします。

(国吉部会長)

	<p>どうもありがとうございました。それではこれで終わりたいと思いますが、景観審査部会は結構密に開催されますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。それでは、どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。</p> <p>(鵜田書記)</p> <p>これもちまして、第53回都市美対策審議会景観審査部会を終了いたします。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、参加者名簿、座席表、第52回議事録 【議事1】 ・ 資料1：広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告活用について ・ 資料2：横浜市屋外広告物条例に基づく特例許可制度について 【議事2】 ・ 資料1：横浜マリントワー工事期間中の空間演出について
特記事項	<p>今回の部会は、10月1日（火）10時より開催予定。</p>